

危機管理マニュアル

(災害時 & 重大事故等)

社会福祉法人 善隣福祉会

東玉川善隣保育園

2021年8月1日策定

危機管理マニュアル目次

危機管理の定義と摘要…P3

I 危機管理における指揮権…P3

- 1 基本的指揮権…P3
- 2 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位…P4
- 3 お散歩等の園外保育における指揮権順位（遠足など）…P4
 - (1)遠足…P4
 - (2)散歩…P4
 - (3)園外保育時の安全管理…P4
 - (4)道路の歩き方…P5
 - (5)目的地…P6
 - (6)帰園後…P6
- 4 イベント等特殊な状況…P7

II 危機における対応と予防…P7

- 1 地震発生時における予防と対応…P7
 - (1)予防（事前の環境整備）…P7
 - (2)大地震発生時の対応…P8
 - ① 園舎内（遊び・食事・午睡）で地震が起きた場合…P8
 - ② 園舎外（プール・園庭）…P9
 - ③ 園外保育（散歩）…P9
 - ④ 園外保育（遠足等）…P9
 - ⑤ 早朝の合同保育時…P10
 - ⑥ 夕方の合同保育時…P10
 - ⑦ 園児の引き渡し…P11
 - ⑧ 残留園児の保護…P11
 - (3)
- 2 警戒宣言が出された場合の対応…P14
- 3 火災時における予防と対応…P14
- 4 その他の自然災害における予防と対応…P16
- 5 不審者侵入における予防と対応…P17
- 6 事故発生時における予防と対応…P18
- 7 事件発生時における予防と対応…P22
- 8 食中毒発生時における予防と対応…P23
- 9 光化学スモック等大気汚染発生時における予防と対応…P24

はじめに

このマニュアルは社会福祉法人善隣福祉会東玉川善隣保育園における全ての職員が火災、災害、事故・事件等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、園児・保護者・職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

危機の定義と摘要

保育園における危機とは、火災、地震、風水害、その他天災、食中毒、感染症、大気汚染、交通事故、その他の事故、事件等において、園児及び職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。その範囲は、東玉川善隣保育園の全ての職員に対して、施設及び敷地の内外、管理の有無及び時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合は全ての園児を保護者に安全確実に引き渡すまで、このマニュアルを最大限に優先し適用する。

I 危機管理における指揮権

危機発生時において的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の次席者又は代行者を日常から選任しておく必要がある。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、児童・職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

1 基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権を持つ者で園規則第7条別表2に定められている職務者を指し、順位としては次の各号通りとする。

- ① 園長
- ② 主任
- ③ リーダー、給食リーダー（栄養士）
- ④ 正規保育士、正規栄養士

指揮権者は生命の安全を最大の目的とし、このマニュアルのⅡ章及びⅢ章の対応を規範に的確な指示を職員に伝えること。

2 園内において危機的状況が発生した場合の指揮権順位

通常の保育時間中に危機的状況が発生した場合においては次の各号の順位に基づき指揮命令を受ける。指揮権者が不在又は、指揮を司ることが出来ない場合は次位者が指揮権者となる。

- ① 園長
- ② 主任
- ③ クラスリーダー、給食リーダー（栄養士）
- ④ 保育士
- ⑤ 給食調理職員

※ 複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

3 お散歩等の園外保育における指揮権順位（遠足など）

- (1) 遠足 ①園長 ②主任 ③クラスリーダー
- (2) 散歩 ①引率のクラスリーダー ②正規保育士

(3)園外保育時の安全管理

○事前準備

- ・散歩の経路、目的地における危険箇所の確認 ・交通量、道路設備、工事箇所等を確認し、事故の危険がある場所の確認を行う。
- ・また、危険な動植物と接触する可能性がある場所、不審者との遭遇に注意すべき場所についても確認を行う。
- ・特に、日常的に目的地としていない場所や、前回訪れた際から間隔が空いた場所については、事前の下見を行う。また、経路に変更がないとしても、工事等により危険箇所が新たに発生する場合もあることに留意する。
- ・確認した箇所については、記録を付け、他の職員への情報の共有につなげる。

○危険箇所等に関する情報の共有

- ・危険箇所の確認を通じて得られた情報を全職員で共有し、認識の共有を図る。
- ・認識の共有に当たっては、危険箇所の一覧表や散歩マップ（目的地までの想定経路、病院・交番・AED 設置場所等の情報を含む。）の作成、現地の写真の活用等の工夫を行うことが考えられる。
- ・また、保育所等の周辺に関する情報を、保護者や地域住民、関係機関と共有することも重要である。

○ 散歩計画の作成

- ・散歩の目的地、ねらいについて計画を作成し、行程（時刻、経路、所要時間）、子どもの人数、引率者、所持する携帯番号等について散歩表に記入する。
- ・この際には、共有された危険箇所を元に、安全な目的地や経路を設定する。
- ・子どもの年齢・人数に応じた職員の配置、位置関係、引率を適切に行うために必要な職員間の役割分担を確認する。

○ 天気、職員体制、携行品等の確認

- ・当日の天気を確認する。天気にあわせた持ち物等の準備が必要かについても確認する。
 - ・職員間で安全対策や子どもに関する事項について、情報共有を行い、役割分担を確認する。
 - ・必要な携行品を所持しているか、また、適切に作動するかについて確認を行う。携行品については、必要に応じて、複数職員で携行する。
- ※ 携行品の例：救急用品、携帯電話、緊急連絡先リスト、子どもの名簿、ホイッスル、筆記用具等 ※状況に応じて携行する持ち物を整理しておくことも重要。
- ・散歩バギーの乗車時の安全確認を行う。ブレーキやタイヤの点検を行うとともに、ベルトの使用や適正な乗車人数等、適切な使用方法について確認する。

○ 子どもの状況等の確認

- ・子どもの健康状態を確認の上、散歩参加の可否を判断し、実際に散歩を行う子どもの人数を確認する。
- ・個別に配慮が必要な子どもの有無について確認する。
- ・迷子等の緊急時に備え、出発時の子ども全員の服装を確認する。必要に応じてカメラによる撮影等を行い記録する。
- ・子どもの服装について、安全性、体調、天気や気温等への配慮（裾を踏んで転倒したり、フード等が遊具等に絡まったりひっかかったりする恐れがないか、暑すぎたり寒すぎたりしないか等）といった観点から確認し、衣服の調節を行う。

○ 保育所等に残る職員等に対する情報共有

- ・出発する前に、散歩表に実際の出発時刻等を記入し、事前に園長等の責任者や保育所等に残る職員に声をかけ散歩に出発した旨を共有する。

(4) 道路の歩き方

○ 道路を歩く際の体制・安全確認等

- ・車道の歩行は避け、歩道の白線の内側、ガードレールの内側を歩く。
- ・職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、職員は子どもより車道側に位置し、子どもが車道から遠い側を歩く等のルールを決め、移動する。
- ・交差点、歩道の切れ目、曲がり角、一時停止場所等ではいったん停止し、安全確認を行う。
- ・交差点等で待機する際には、車道から離れた位置に待機する。また、ガードレールの有無等の状況について注意を払う。

- ・道路や踏切の横断時には、特に安全確保に注意を払い、職員の位置取りや子どもの列の組み方、横断に必要な時間等に注意を払う。
- ・避難車等を使用する際には、指、腕、頭を挟んだり、ぶついたりしないよう注意する。また、停止時にはブレーキがかかっていることを確認する。
- ・常に道路周囲の状況、危険物、障害物の有無を確認し、駐車中の車・バイク等、動植物、落ちているごみ等に子どもが触れる可能性に注意を払う。
- ・自動車や自転車とすれ違う際には、止まって待つ。また、歩行者等とすれ違う際、相手が手に持っているもの（傘、カバン、たばこ等）に子どもが接触する可能性に注意を払う。手をつないでいる場合には、一列になる。
- ・階段昇降時には、状況に応じて、子ども同士がつないでいた手を離し、個々のペースで昇降できるようにする。段差があるなど子どもがバランスを崩しやすい個所では、子どもの発達等に応じて、転倒しないようそばについて手助けをしたり、声をかけ見守ったりする。

（５）目的地

○ 現地の状況確認

- ・構造物や植え込み等による死角の有無を確認する。
- ・遊具等に危険が無い安全点検を行う。
- ・ガラス片や犬・猫の糞、たばこの吸い殻等の危険物や不衛生なものが無い確認し、除去する。
- ・他の利用者と譲り合って利用し、スペースを共有する。

○ 子どもの行動把握・子どもの健康状態を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じ水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。

- ・道路等へ飛び出さないように注意する。
- ・遊具等を利用する際には、子どもの発達を勘案し、特に安全確保に注意を払う。
- ・砂場では、砂を目や口に入れないように見守る。
- ・不審者には近づかないよう注意を払う。

○ 子どもの人数や健康状態の確認 ・目的地への到着時や出発時に加え、必要に応じて人数や健康状態を確認する。

（６）帰園後

○ 子どもの人数、健康状態等の確認

- ・子どもの人数を確認する。
- ・子どもの健康状態、ケガの有無を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。

○ 帰園の報告・帰園後、散歩計画に実際の帰園時刻等を記入し、園長等の責任者や保育所等に残る職員と散歩から帰った旨を共有する。

○ 散歩後の振り返り

- ・散歩経路や目的地に新たな危険な場所を見つけたり、伝えておくべき情報があったりした場合には、職員間で共有する。
- ・個々の子どもについて、保育上の配慮等に関する気づきがあった場合には職員間で共有する。
- ・散歩時に子どものケガ等の事故やヒヤリ・ハット事例があった場合には職員間で共有する。

4 イベント等特殊な状況

運動会、卒園式、入園式などは父母やその他地域の人たちが、参加する行事の指揮を分担。

- ① 園長⇒全体へ指示、確認
- ② 主任⇒保護者の誘導、地域の方々の誘導
- ③ リーダー、給食リーダー（栄養士）⇒子どもの誘導
- ④ 正規保育士、正規栄養士⇒リーダーの指示のもと、子どもの誘導補助

II 危機における対応と予防

1 地震発生時における予防と対応

(1) 予防（事前の環境整備）

保育園で行う震災避難訓練は、大規模地震時において、子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人一人及び園児が身につけるためのものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、近隣住民、世田谷区および地域の自主防災組織の行う訓練との合同で避難訓練を実施するなど、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

《避難訓練実施計画》

- ①併設施設や近隣住民、又は地元消防団との合同で、大規模地震を想定した訓練を実施する。
- ②緊急避難訓練を実施する。（園児と保育士が地震時の一時待避場所への移動など）
- ③安全確認訓練を実施する。（保育士が園児の人数・安全確認をする。）
- ④避難通路・経路の確認をする。
- ⑤災害非常持ち出し袋の中の備品の使用方法を習得する。
- ⑥地震発生時における各職員の役割分担を確認する。（別表1）

《保護者への事前連絡》

- ①保護者へは、事前に緊急時における保育園の対応及び避難先を周知する。
- ②保護者からは毎年年度初めに携帯等の緊急時連絡先を聴取するとともに園児引き渡しカードに記入

をしてもらい保育園において非常持ち出しができるようにする。

全体 ①園長 ②主任

園児と父兄 ①クラスリーダー保育士 ②保育士

地域の人たち ①主任 ②事務 ③給食リーダー ④給食職員

※ 複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

《施設設備の点検等》

- ①地震時に、転倒しやすい家具・電化製品・備品などの転倒防止、棚上の落下の可能性のあるものの除去がなされているか点検する。
- ②地震後に、万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ③避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- ④防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。
- ⑤保育士は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。
- ⑥緊急時連絡掲示用の掲示を用意しておく。
- ⑦避難時、1歳児の小さい子はおんぶできるよう、一人でおんぶする練習をしておく。

(2) 大地震発生時の対応

① 園舎内（遊び・食事・午睡）で地震がおきた場合

- ① 避難誘導・救護係（保育士）は、園児に安心できるような言葉をかけながら、落下物がなく、横からものが倒れてこない場所へ移動する。
- ② 避難誘導・救護係（保育士）は、積木・ピアノ・窓ガラス、その他倒れやすいものなどから園児を遠ざける。
- ③ 園児及び職員は、机やロッカーなどの下に身を隠し、揺れが収まるまで様子を見る。
- ④ 避難誘導・救護係（保育士）は、園児が眠っているときは、落下物から身を守る対応をする（プレイマットなどを利用する）。残留の園児がいないかトイレなど確認をする。
- ⑤ 職員は、できるだけ速やかに戸やサッシ等を開けて、避難口を確保する。各部屋の電気を消す。
- ⑥ 自動ドアの電源を切ってから自動ドアを開ける出入口を確保する。
- ⑦ 1歳児など介助を必要とする園児は職員がおぶったり抱いたりする。
- ⑧ 防災頭巾を被せ長袖の上着を着せて、靴を履かせる。（または避難靴の準備をする。）
- ⑨ 揺れが収まったら、1階保育室に集まり全園児と職員の安全と人数の確認を行い、初動消火係と情報伝達・指示係で施設の点検をし、園長又は代理へ報告する。
- ⑩ 避難誘導・救護係（保育士）は指示があるまで待機する。
- ⑪ 初動消火班は、速やかに火の元栓を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し、安全を確認する。もし、施設内及び近隣において火災が発生した場合は消火活動を行う。

② 園舎外（プール・園庭）

- ①園庭にいた場合は速やかに園舎内に入り、安心できるような言葉をかけながら揺れの収まりを待つ。
- ②地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
- ③プールでは、すばやく水からあげ、安心できるような言葉をかけ、タオルで体を包むようにしながら、落下物の来ない園舎の保育室中央に集めながら服を着せる。すぐに避難の必要がある場合は服を別にまとめ、避難先で着せる等、臨機応変に対応する。どの場面でも子どもたちに「急いで着替えないと危ないから今は先生が着るの手伝うね」などと子どもに言葉かけをしながら対応する。普段と違う様子でパニックのようになっている子どもには無理じいにならないように接し、落ち着けるよう援助する。
- ④倒壊などの危険性があると判断したらその場で速やかに園長、主任、副主任のいずれかに報告、相談し指示を待つ。
- ⑤どの場面でも、子ども、職員の人数、安全確認をすること。
- ⑥園舎外（園外、園庭）に出て保育する時は、必ず園携帯、散歩リュック（子ども、職員の緊急連絡先を入れておく）を持って出ること。

③ 園外保育（散歩）

- ①揺れを感じたらただちに園児を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待ち、その後速やかに子ども、職員の人数の安全確認をする。
- ②切れた電線には絶対触らないよう園児に注意する。
- ③ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラスその他落下及び転倒物に注意する。
- ④携帯電話で保育園に連絡を入れ、必要な場合は保育園に応援を要請する、連絡が付かない場合は、災害時伝言ダイヤル171で子ども、引率職員の人数、状況、居場所などを伝え、20分程度時間が経ってから災害時伝言ダイヤル171で園からの伝言を聞く。担任は園児とともに近隣の安全な場所で待機する。
- ⑤全員が無事で自力で戻れるようなら安全を確認しながら、慎重に園に戻る。

④ 園外保育（遠足等）

① 《事前調査》

- ・実地踏査の際、目的地の状況を把握する。
- ・地震が発生した場合の安全な場所の確認をしておく

② 《園外保育中》

- ・園児の安全第一に対応し、落ち着いて行動する。
- ・園外保育は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にて保育園に連絡を入れる。
- ・災害の状況により応援を求めるなどをして、保育園に帰る。連絡が取れない場合は現場の指揮権者の判断で行動する。

③ 《目的地までの途中》

- ・バス等乗り物に乗っている場合は、運転手・添乗員の指示に従う。
- ・徒歩の場合は、近くの安全と思われる場所に避難する。
- ・ビルの窓ガラスの破片等落下物に注意する。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレール等を通して感電することがあるので充分注意する。

⑤早朝の合同保育時

早朝の受け入れ時間帯は、職員数が少なく、異年齢集団であり、保護者の出入りがはげしい等、非常に流動的な状況である。このことを念頭において、その場にあった対応が必要である。

但し、基本的には園舎内（遊び・食事・午睡）で地震がおきた場合を参考とし、そのほか注意すべきことは以下の通りとする。

- ①居合わせた保護者に協力を求め、待避行動を指示する。
- ②登園している園児の氏名や人数等をコードモン等で把握・確認する。
- ③臨時職員は、正規職員の指示に従って行動する。
- ④随時出勤してきた職員は、担当部署に速やかに応援に入る。
- ⑤園長は、災害の状況により、その後の保育園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立て札又は張り紙にて入口付近に掲示する。
- ⑥保育園より半径2キロ以内に居住又は所在の職員は、自己の安全を優先しつつ、速やかに保育園に戻ることをとする。

⑥夕方の合同保育時

延長保育時間帯は、1才から5才までの、異年齢集団であるため、より細やかに安全確保を行う。また、勤務している職員も少ないことから計画的な震災対応を普段より計画して職員に周知徹底することが望ましい。

- ①子どもを一カ所に集め、マット、防災頭巾、テーブルなどで子どもの安全を確保する。
- ②地震の場合は出口が塞がらないように速やかに開ける。園内火災の場合は延焼を防ぐために窓を閉める。
- ③事務所にいる職員は、通報、②の対応をした後、子どもの居場所に応援に入る。他の場所にいる職員もその近くに子どもや保護者がいる場合は避難指示、②の対応、トイレなども確認する。
- ④火災の場合は速やかに初期消火、火の勢いが大きい場合は避難する。火災を知った職員はできるだけ大声で火災を園内に知らせる。延焼がありそうな場合は近隣にも大声で知らせる。
- ⑤延長出席簿にて子どもの人数及び安全確認を行う。
- ⑥居合わせた保護者に協力を求め、退避行動を指示する。
- ⑦担当職員は引き渡しファイルを取り出し、お迎えの人を照合確認して引き渡しに備える。
- ⑧臨時職員は、正規職員の指示に従って行動する。
- ⑨揺れが収まった後、事務所に連絡し、応援を待ち、園児を保護者に引き渡すまでは職務にあたる。
- ⑩園長は、災害の状況により、その後の保育園の業務が維持できるかどうかの判断をして、張り紙を入り口付近に掲示する。
- ⑪保育園より半径2キロ以内に居住又は所在の職員は自己の安全を優先しつつ、速やかに保育園へ応援に戻ることをとする。
- ⑫全ての職員は翌日以降の勤務や業務に関する確認を（電話や徒歩等にて）保育園に行う。

⑦ 園児の引き渡し

大地震が起きた場合、園児はすみやかに保護者に引き渡す。また引き渡しの際は引き渡しファイルの事前申請者の写真などと照合の上、日時を記入して引き渡すこと。緊急・引き渡しカードは日頃から点検し、内容に変更が生じた場合は、保護者からすみやかに連絡をもらい訂正するなど、正しい記載がされているよう努めること。

引き渡し方法

- ・園児の引き渡しは、園長又はその代理人によって行う。但し、朝夕及び延長保育等で役職者（リーダー保育士以上）がいない場合は、職務経験の長い者が行う。
- ・引き渡しは、保育室又は玄関にて職員が行い、緊急時引き渡しカードでお迎えの人を確認し、引き渡し控えにお迎えに来た人の確認のサインをもらう。その際、職員が日時、引き渡した場所を記入する。（別表：引き渡し控え）保護者以外の方が来られる場合、保護者に確認した日時を控えの保護者以外の場合確認欄に記入する
- ・可能なかぎり、園児は保護者又は送迎者名簿に届けられている代理人に引き渡す。もし、届け出た代理人でない場合は、担当職員と園長又は代理のものとの複数の職員による立ち会いの元に、その代理人の本人確認と署名をもらい園児本人にも確認をして、引き渡すこととする。但し、状況によっては拒否することも視野に入れる。

⑧ 残留園児の保護

保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで保育園において原則24時間は園児を保護する。その後は行政の設置した救援所へ移動する。

- ①夜間や建物の倒壊や火災などのおそれがある時は、第1次避難場所(奥沢小学校)へ避難し、そこで保護する。その場合、園長又は代理は避難先等の行き先がわかるように、玄関や正門付近に立て札や掲示板等で掲示し保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。
- ②園児を保護するために必要な食料等は、行政の防災体制が機能するまでの間は、保育園の備蓄食料品で、できる限り対応する。
- ③職員は、残留する園児の数、その他必要な事項を、記録し、園長に報告する。
- ④保育園で震災後24時間が経過し、かつ親の安否が確認できない場合や、近隣県の親族が引き取りに来られない場合は、災害遺児として第1次避難場所(奥沢小学校)に移送する。

避難

大地震が起きてもすぐに保育園を離れるのではなく、保育園や周囲が火災していたり、そのおそれがある時や園舎の被災が大きく危険であると判断した時に、第1次避難場所(奥沢小学校)や行政の指定する震災救援所等の一時集合場所に避難する。

① 震災救援所への避難

保育園より避難の際は、奥沢小学校が行政の事前に指定する震災救援所になっているので、状況を確認日頃より経路を把握し、園児を安全に誘導できるように、列を維持しながら前後にできるだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は、園児の安全確保を第一とするが、出席簿、引き渡しカード、非常持ち出し袋等最低限の物を持ち出す努力をする。

② 広域避難場所などへの避難

周囲に大火災が発生した場合、原則として第1次避難地（奥沢小学校）に行き、そこから地域の人と一緒に防災市民組織や消防・警察等の誘導により、他の震災救援所や広域避難場所（多摩川河川敷）に避難する。

③ 保育園を離れる際の注意

保育園を離れる場合は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために必ず、行き先が分かるように正門及び建物などに掲示する。

④ 消防防災計画規定に基づく避難場所は次の通りとする。

ア 第1次避難地：奥沢小学校（TEL 03-3727-3535）

イ 第2次避難地：東玉川公園（TEL 03-5432-1111）

ウ 第3次避難地：広域避難場所：多摩川河川敷（雨量、津波の状況によっては危険なので）消防や警察等の誘導に従う。

⑤ 避難経路は次の通りとする。

災害時には、あらかじめ決めておいた避難経路が使えなくなることも考えられるため、なるべく短時間で安全にたどりつける避難経路を2つ以上決めておく。

| | |
|--|-----------|
| 第1ルート：保育園 → 奥沢小学校へ直進の道を進む（右側を歩く） → 小学校前信号を渡る → 第一避難先 | ※大人の足で3分 |
| 第2ルート：保育園 → 自由通りを奥沢駅方面に進む → 塚田歯科右折 → 奥沢3丁目2の十字路右折 → 第一避難先 | ※大人の足で7分 |
| 第3ルート：保育園 → 自由通りを雪が谷大塚方面へ直進 → 東玉川神社を超えたら左折 → 第二避難先 | ※大人の足で8分 |
| 第4ルート：保育園 → 園を出たら左へ直進 → 一つ目十字路を左折 → 田園調布学園を超えたら左折 → 第二避難先 | ※大人の足で12分 |

園児又は職員が負傷した場合

① 応急処置は、日頃より園に備えてある救急薬品で手当する。

② 中程度以上の負傷者は近隣の病院又は医療救護所（九品仏小学校）で手当を受ける。

③ さらに救命・救急措置が必要な重傷者・重篤者は、行政が指定の後方医療施設に搬送され、治療を受ける。

※行政が指定の後方医療施設

(1) 公立学校共済組合関東中央病院、至誠会第二病院、都立松沢病院

(2) 国立研究開発法人国立成育医療研究センター、世田谷下田病院、公益財団法人日産厚生会玉川病院

(3) 池尻小学校、桜小学校、桜丘中学校、北沢小学校、代田小学校、松沢中学校、駒沢小学校、駒繋小学校、代沢小学校、芦花中学校、烏山小学校、祖師谷小学校、希望丘小学校、明正小学校、砧南中学校、用賀中学校、玉川中学校、深沢小学校、二子玉川小学校、九品仏小学校

別紙2 震災発生から時間別対応表

| | 避難誘導・救護係 | 情報伝達・指示係 | 初動消火係 |
|----------------------------|--|--|---|
| 発災 | <p>◆誘導（主に保育士）</p> <p>①園児の安全を確保する。</p> <p>②園庭に避難をさせる。</p> <p>③一時避難完了後情報誌伝達係に人数等の報告をする。</p> <p>◆救護（主任・園長不在時はクラス担任）</p> <p>①救急用品を確保する。</p> <p>②負傷した園児の応急処置などを行う。</p> <p>③怪我の程度によって救急手配指示。</p> <p>④救護スペースの設置確保を行う。</p> <p>⑤情報伝達係へ報告をする。</p> | <p>◆確認（主に園長・事務職、園長不在時は主任）</p> <p>①全館放送で震災を周知させる。（園長・事務職）</p> <p>②火気の確認と非常持ち出し、消火器等の確認をする。（事務職）</p> <p>③園児及び職員の安全確認と人数確認。（園長）</p> | <p>◆初動対応（主に栄養士・調理員）</p> <p>①火の元を閉じる。</p> <p>②配電盤点検、ガス漏れ点検。</p> <p>③火災発生の場合は初期消火行動に移る。</p> <p>④調理室火災の場合は防火扉を閉じて避難、園児の避難応援に向かう。</p> |
| 1時間 6時間 23時間 | <p>①園児を保護し、保護者へ引き渡す。</p> <p>②残留園児を安全な臨時保育室へ移動させて保護する。</p> | <p>① 施設の安全点検及び確認。</p> <p>② 周囲の建物の状況確認。</p> <p>③ テレビ・ラジオ等による情報聴取。</p> <p>④ 職員の役割分担、指揮権を確認。</p> <p>⑤ 避難所への経路の確認。</p> | <p>① 施設の安全点検及び確認。</p> <p>② 周囲の建物及び近隣住民の安全状況確認。</p> <p>③ 事実の状況確認は情報伝達係へ伝える。</p> <p>④ 残留園児の食事（緊急食）・飲料の準備</p> |
| 1日 | <p>①園児を保護し、保護者へ引き渡す。</p> <p>②残留園児を第二次避難地へ移動させて保護する。</p> | <p>①状況により職員を帰宅させる。</p> <p>②第1次避難地（世田谷区立奥沢小学校）に移動する際の職員を確保する。</p> | <p>①残留園児の食事（緊急食）・飲料の準備</p> <p>②園児の保護援助。</p> |
| 3日 | <p>① 保育園再開の組織作りをする。</p> <p>② 職員の確保。</p> <p>③ 保育室の確保－園内で使用可能な部屋の確認。</p> <p>④ 園児・保護者の居住状況の確認。</p> <p>⑤ 給食の再開－給食施設・設備消耗品等の被災状況の把握。 応急給食の必要性を判断する。 臨時的な献立を作成する。</p> <p>⑥ 再開の際の周知方法を検討する。</p> <p>⑦ 臨時のクラス編成を検討し、最低限の書類を事前に作成する。</p> | | |

2 警戒宣言が出された場合の対応

警戒宣言が出された場合の園児の引き渡し

警戒宣言が行政または、報道等により発令された場合、時間を問わず、園児は、すみやかに保護者等へ引き渡すこととし、各保護者に電話等によりお迎えの連絡をする。また、引き渡しの際は引き渡しカード、送迎者リストの写真と照合の上、日時を記入して引き渡すこと。緊急・引き渡しカードは日頃から点検し、内容に変更が生じた場合は、保護者からすみやかに連絡をもらい訂正するなど、正しい記載がされているよう努めること。

- ① 《連絡方法》 各家庭に園長、主任、事務が園より緊急連絡表を使い連絡し、速やかに迎えを要請する。その際に誰が迎えに来るのか必ず確認する。
- ② 《引き渡し方法》 園児の引き渡しは、園長又は代理の指示によって行う。
- ③ 《引き渡し方法》 引き渡しは、原則として保育室で担任が行い、引き渡しカードに確認のサインをもらう。その際、担任が日時を記入する。
- ④ 《引き渡し方法》 可能なかぎり、園児は保護者又は緊急・引き渡しカードに届けられている代理人に引き渡す。もし、届け出た代理人でない場合は、担任と園長立ち会いの元に、その代理人の本人確認と署名をもらい園児本人にも確認をして、引き渡すこととする。

別紙8（引き渡し控え）別紙9（緊急時連絡・引き渡しカード）

3 火災時における予防と対応

消防防災計画規定第22条及び児童福祉施設最低基準第6条に、『避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。』と規定されている。保育園で行う避難訓練は、様々な災害時に子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人一人が身につけるためのものである。そのために、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、近隣住民、世田谷区および地域の自主防災組織の行う訓練との合同で避難訓練を実施するなど、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

（1）事前の環境整備

① 避難訓練実施計画

- ① 併設施設や近隣住民との合同で、様々な火災状況を想定した訓練を実施する。
- ② 消火訓練を実施する。（初期消火・消火器・消火栓の取扱いなど）
- ③ 通報訓練を実施する。（消防署・併設施設・近隣住民）
- ④ 避難通路・経路の確認をする。
- ⑤ 火災報知設備及び非常ベル、非常通報装置の使用方法を習得する。
- ⑥ 火災発生時における各職員の役割分担を確認する。

② 保護者への事前連絡

- ①保護者へは、事前に緊急時における保育園の対応及び避難先を周知する。
- ②保護者からは毎年年度初めに携帯等の緊急時連絡先を聴取するとともに緊急・引き渡しカードに記入をしてもらい、保育園において非常持ち出し（下記：緊急引き渡しカードファイル）ができるようにする。

※緊急引き渡しカードファイルの内容：園児送迎者登録表コピー・緊急時連絡・引き渡しカード・引き渡し控え（全園児の名前を書いたものをクラスごとにま留めておく）

③ 施設設備の点検等

- ①出火元となりやすい電化製品・ガス器具・コンセント・配線、配電盤等の正しい使用方法の習得及び正常に作動しているか点検する。
- ②万一出火した時に備え、消化器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ③避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- ④防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。
- ⑤保育士は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。
- ⑥緊急時連絡用の掲示をする。

（２）火災発生時の手順

① 発生時の基本的なながれ

火災発見 → 報告 → 通報連絡 → 避難誘導 → 初期消火

① 保育中に火災が発生した場合

- ①火災の発生を発見したら（第一発見者）、大きな声で周りの職員に知らせる。
- ②知らせを受けた職員は、すみやかに園長及び他の職員に火災の発生を知らせる。
- ③第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限りドアや窓を閉めたり初期消火に努めたりする。（背丈よりも火が高く上がってしまったら初期消火を諦め、身の安全を優先する。）
- ④各職員は、園長の指示に従い無駄なく的確な行動をする。火災場所によって、玄関からの避難になる場合、避難車を速やかに玄関に移動させる。
- ⑤事務室の赤電話から消防署への通報。
- ⑥子どもの避難誘導（子どもの人数の把握及び責任者への報告）。
- ⑦1歳児など介助を必要とする園児は職員がおぶったり抱いたりする。
- ⑧火災で発生した有毒ガスや高温の気体を吸い込んで人命が奪われるケースが多く発生しているため避難時は、子どもが煙を吸わないよう鼻と口にハンカチなどをあてるよう指示をする。
- ⑦地域住民・関係機関への連絡
- ⑧落ち着いて行動することを心がけ、子どもに動揺を与えないように努める。
- ⑨出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向場所に速やかに避難する。
- ⑩安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、子どもの引き渡しをする。

(保護者の緊急連絡網及び園児居住地一覧は必ず持って避難する。)

- ⑪火災により翌日以降保育を行うことが困難な場合は、園長より行政に連絡し今後の対応について相談する。
- ⑫給食室から火災が発生し火のまわりが早い場合は、1階の園庭から避難できないことが予測される。その場合は、1階にいる職員や子どもは玄関から避難し、2階にいる職員・子どもは外階段から避難する。3階にいる職員は防火扉を閉め、外階段から避難する。
- ⑬散歩車を玄関に持ってくる場合は自動ドアを開け、自動ドアの電源を切り開けっ放しにして避難後に最後の職員が自動ドアを手動で閉める。

4 その他の自然災害における対応と予防

(1) 風水害及び台風(当園の地盤、海・河川からの距離、高さを考慮すると園内に待機するのを基本)

- ① 保育園で保育中に風水害及び台風が発生した場合
 - ①強風や大雨の際は、保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する。
 - ②風で飛ばされるような植木や玩具・その他飛ばされやすいものなどを点検し、撤去する。
 - ③漏水等を発見したら速やかに事務所へ報告する。
 - ④午睡時は、窓からできるだけ離れた場所で寝るよう配慮する。
 - ⑤停電の可能性も視野に入れ懐中電灯も確認と点検をする。
- ② 保育開始前に風水害及び台風が発生した場合
 - ①出勤前の職員はラジオ・テレビ等で情報を把握して早めの出勤を心がけるよう配慮する。
 - ②交通機関を利用する職員が災害等で交通機関が不通になった場合は、できるだけ保育園に連絡を入れてから一旦、自宅へ戻り、災害の状況を把握して安全な状況になってから出勤すること。
 - ③園児の受け入れは、基本的に園の施設に異常がなければ、通常の保育を行うが、早めのお迎えに協力してもらうよう保護者に声をかける。
- ③ 風水害等により施設に被害が出た場合
 - ①風水害等により施設に被害が出た場合、園児の安全を最優先に被害のない箇所にて保育を行い、できるだけ早く保護者にお迎えの連絡をして引き渡すこと。
 - ②翌日以降の保育園の業務について園長は、速やかに決断して保護者と職員に周知できるよう掲示及び連絡すること。
- ④ 残留園児の保護

保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで保育園で園児を保護する。その他の詳細は、《1 地震発生時における予防と対応－(2)大地震発生時の対応⑧残留園児の保護 参照のこと》

(2)落雷

落雷は、発生する前に雷雲が発生し、天候のくずれから予測することができるので、保育園内にいる場合は建物へ速やかに避難することが可能であるが、園外保育等の外出時に落雷の虞を予測した場合は、以下のことを頭に入れて避難するのが望ましい。

① 保育園で保育中に落雷が発生した場合

- ① 落雷時前後は雨が降ることが予想されるが、雷（電流）は、物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部を流れる電流は少なくなるという表皮効果があり、このために雨宿り等で軒先や柱にいることは大変危険であるので待避場所は慎重に選択しなければならない。
- ② 周囲の木より高い木の幹に寄り添い雨宿りすることも前項の理由による避けること。

5 不審者侵入における予防と対応

①保育室

- ① 保育士間で不審者情報を共有する。（不審者と呼んだり大きな声や音で騒ぎ立てたりすると犯人を刺激してしまう可能性もあるため、内部での合言葉を決める。）

合言葉「お知らせします。裏門で電気工事が始まります。皆さんは先生と一緒に、〇〇組に集まりましょう。」
※実際に工事のあることは事前に伝えているはず。工事の場所は不審者のいる場所を示す。〇〇は避難する場所

- ② 子どもたちを侵入場所から遠い安全な場所へ速やかに避難させる。
- ③ 全員避難が完了したら鍵とカーテンを閉める。状況に応じて園外に避難する。

②事務室

- ① 警察に通報。

② 園外保育等の外出時（散歩中など）

- ① 散歩中等の不審者の場合は不審者や子どもたちを刺激しないよう、一人が穏やかに雑談のように対応しながら、子どもとの距離を離すようにする。子どもが見知らぬ人に近寄っていくときは、そばに保育者が付き、自然に見えるように子どもとその人が離れるよう誘導する。
- ② 散歩中などの不審者の場合近隣に助けを求める。警察にも通報する。

別紙 5（不審者対応分担表）

別紙 6（不審者対応防犯訓練用チェックリスト）

別紙 7（不審者対策チェック表）

6 事故発生時における対応と予防

(1) 事故発生時の対応

①事故発生時の基本的な流れ

- 事故発生 → 被害児童への対応（応急手当、状態の観察）
- その他の園児への対応
- 連絡・通報（保護者、職員、医療機関等）

②事故発生時の対応

事故発見者は、事故の正確な状況を速やかに園長に報告する。

◇事故の状況（誰が、いつ、どこで、なぜ、どうした）

◇現在の状態（出血や打撲の有無、顔色、全身状態等）

- ・ 応援を求めてから被害園児への応急処置を行う。
- ・ 園外活動中の場合は、保育士1名は事故の対応にあたり、他の保育士は保育園からの応援が到着するまで他の園児とその場で待機する。
- ・ 園長は、事故の正確な状況を速やかに被害園児の保護者に報告する。
- ・ 下記のような症状の場合は、救急車を要請しすぐに医療機関を受診する。

◇意識が「もうろう」としている、または「うとうと」している場合。

◇けいれん、引きつけを起こしている場合。

◇呼吸困難を起こしている場合。

◇顔色が悪く、「ぐったり」している場合。

◇吐き気や嘔吐を繰り返している場合。

◇薬品、電池等を誤飲した場合。

◇出血が止まらない場合。

◇熱傷や火傷の面積が広い場合。

◇骨、関節が強度の変形をおこしている場合。

- ・ 医療機関へ受診する場合は、職員が事故児の健康調査票（個人ファイル）を持参して付き添い、事故の状況、園児の既往歴、アレルギーの有無、体重（コドモンの身体計測欄を確認し、個人ファイルとともに持参）等を正確に医師へ伝える。
- ・ 医療機関へ付き添った職員は、随時、受診状況等を保育園へ報告する。
- ・ 医療機関の診察、検査結果、今後の受診、費用等について、被害児童の保護者へ報告する。
- ・ 事故の関係職員は事故翌日までに事故状況をまとめた事故報告書を園長に提出する。
- ・ 園長、主任が事故報告書を確認後、世田谷区に報告する。

(1) 事故の対応

保育園における子どもの事故は、発育発達と関連するものが多く、十分な予防や対策を実施すれば大部分は防止可能である。また、保育園が地域の子育て支援の拠点として、子どもの保護者に対して事故防止を啓発・教育することも重要な役割であり、子どもを扱う全ての職員が連携し、事故防止に努める必要がある。そのためにも職員は、事故発生時に備えて応急手当や適切な事故対応・保護者対応を身につけておくことが大切である。

(2) 事故対応計画

園長又は代理は、事前に事故に対する計画を策定し職員や保護者に周知して毎年内容を見直す。

① 事前情報収集

- ① 園長又は代理は、園児の既往症・アレルギーの有無・かかりつけの医師の有無、健康保険証番号、保護者の緊急連絡先など、事故発生時に備えた情報を収集し記録する。
- ② 園長又は代理は、保育園の近隣に所在する医療機関等の診療内容や診療時間等の詳細な情報を収集し、職員に周知する。
- ③ 園長又は代理は、日常において、保育園における医薬品や救急救命講習修了者等の把握を行う。
- ④ 園長又は代理は、日常の保育園内の施設、遊具、保育室内、園庭においてあらゆる事故を想定しその危険を取り除く方策を講じなければならない。

② 事故発生時対応フローチャート（別紙3、4）

③ 園外での保育活動についての諸注意

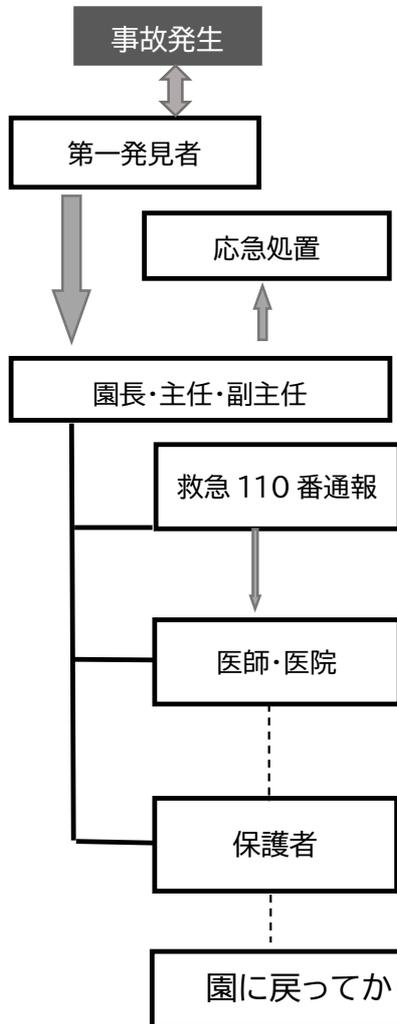
職員は、日頃から保育園周辺の公園や経路の危険・注意箇所を把握・確認する。

また、子ども一人ひとりの行動特性や、性格を把握することも大切である。保育園の外に出る時には、子どもに危険な行為について注意することや、各職員の事故に対する意識の徹底を図ることが重要である。

- ① 園外保育へ出発前に担当保育士は、子どもの人数を確認し、引率の職員全員に周知する。
- ② 園外保育へ移動中の際に交通車両や信号等において危険を予測できるような場面においては、引率の職員同士で園児に、注意の声かけを積極的に行うようにする。
- ③ 目的地にて視界の効かない範囲や固定遊具には、必ず保育士が付き添うようにする。また、常に子どもの動きに注意を払い、人数の確認は怠らないようにする。
- ④ 帰園時は園長または代理に帰園した旨を伝える。報告を受けた園長・主任は子どもの人数と状態を確認する。
- ① 園長又は代理は、事故発生時の対応をわかりやすくフローチャート（別紙1及び2参照）にしたものを作成し、全職員に配布して周知徹底を計らなくてはならない。

事故発生時対応フローチャート 1

保育園内で事故が発生した場合



ア. 事故の状況把握（本人・現場及び周囲の状態）

イ. パート職員の場合は、正規職員にすみやかに報告

ウ. 怪我（傷）の状態を把握し、適切な処置をする。

エ. 医院へつなげることを前提としての処置をする。

（必要最低限の処置で、素人判断で薬の使用はしない）

病院受診時、②体質及び健康状態（個人ファイル）・

現時点の体重（コドモンの身体測定）等を持参

オ. 事故の状況で必要と判断した時

カ. 付き添った職員は園に適宜連絡する。

☆事務所の赤電話で「救急です」と通報

キ. 事故状況を把握している職員または担任及び主任が付き添いをする

（既往症・アレルギー・体重欄が受診時必要なので、個人ファイルも持参）

ク. 治療状況を把握する。

ケ. 伝達事項は事故の発生状況と事故の程度

コ. 受診する旨の了解をとる（医院の確認）

サ. 事故の状況に応じて保護者の来院、来園をお願いする。

園に戻ってからの子どもの状態と事故処理の把握

シ. 担任だけではなく、他の職員等も子どもの観察をし、変化があれば、直ちに連絡する。

お迎え時の対応（保護者への謝罪・説明）

ス. 言動に気を付け、誠意を持って、事故の状況・程度、受診の内容、今後の通院対応を伝える。

ソ. 丁寧に事故の謝罪をする。（事故の原因が園児同士であったり、園児本人の不注意によるものであったりしても言及しない）

職員打合せ（反省会）

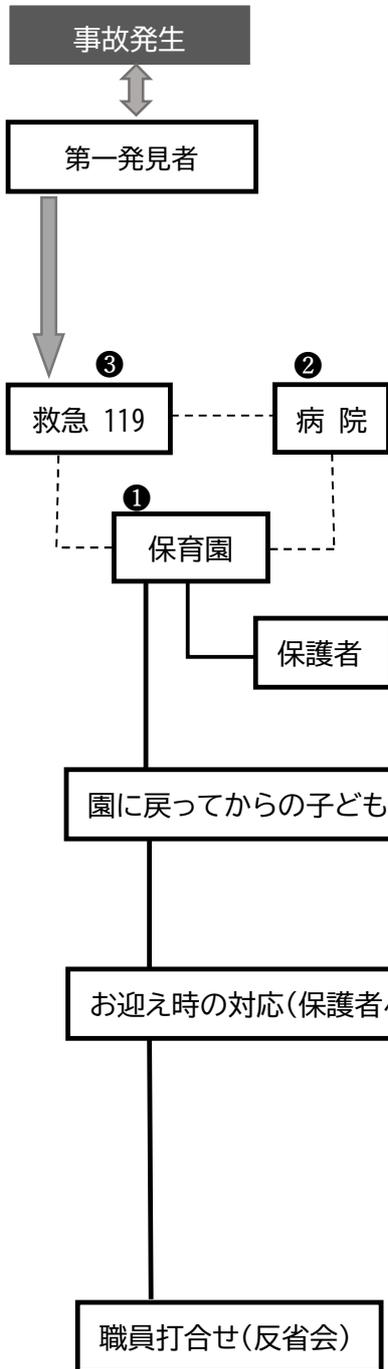
日時をおかず、速やかに行う。

タ. 落度を追求するのではなく、『事故がどうして起きたのか』を正しく判断・分析し、今後の保育に生かすようにする。

検討項目『事故の報告（状況、原因、内容、対応等）』『今後の検討（原因追求、解明等）』『原因の除去及び処置（点検、改善等）』

事故発生時対応フローチャート2

保育園外で事故が発生した場合



ア. 事故の状況把握（本人・現場及び周囲の状態）

イ.速やかに他の職員に声かけをする。
 ウ.情報は正確に把握し、指示決定する。

エ.事故の状態により、適切な行動・連絡をする。

連絡先①②③の順序は状況に応じて対応する。

オ.病院等への搬送は職員が同伴し、状況を伝達し、治療等把握する。
 病院受診時、②体質及び健康状態（個人ファイル）・現時点の体重（コドモンの身体測定）を持参。

カ.保育園には適宜報告し、指示を仰ぐようにする。

キ.事故の発生状況と事故の程度を伝達し、医療機関にかかる場合は受診する旨の了解をとる事故の状況に応じて保護者の来院、来園をお願いする。

園に戻ってからの子どもの状態と事故処理の把握

ク.担任だけではなく、他の職員等も子どもの観察をし、変化があれば直ちに互いに連絡する。

お迎え時の対応(保護者への謝罪・説明)

ケ.言動に気を付け、誠意を持って、事故の状況・程度、受診の内容、今後の通院対応を伝える
 コ.丁寧に事故の謝罪をする。
 （事故の原因が園児同士であったり、園児本人の不注意によるものであったりしても言及しない）

職員打合せ(反省会)

日時をおかず、速やかに行う。

サ. 落度を追求するのではなく、『事故がどうして起きたのか』を正しく判断・分析し、今後の保育に生かすようにする。

検討項目『事故の報告（状況、原因、内容、対応等）』『今後の検討（原因追求、解明等）』『原因の除去及び処置（点検、改善等）』

7 事件発生時における対応と予防

保育園における子どもの事件は、近年確実に増加しており、その内容は第三者における計画的・偶発的な犯罪行為であることが予想される。そのため保育園においてできる限りの防犯対策を検討しておくことが必要とされている。また、これまで以上に保護者や地域との連携に努めるとともに、警察等関係機関に協力を求め、子どもの安全確保及び危機管理のための方策を講じることも必要である。(別紙5、6、7)

(1) 施設面の対応

① 保育園の出入り口の管理

- ① 園庭と園外との出入り口には施錠する。
- ② 施錠しない出入り口は、フックやかんぬきを必ず掛けるように徹底し、保育園の運営上支障のない場合は、施錠するように努める。ただし、避難時にはすぐ対応できるように工夫をする。
- ③ フェンス・擁壁、設備等を点検する。
- ④ 園長又は代理は、日常的にフェンスや壁等の点検を行い、不備な箇所は速やかに補修等の対応を行う。
- ⑤ 園長又は代理は、防犯上必要と思われる設備の検討を職員と毎年行う。

(2) 職員・関係機関の対応

① 職員

- ① 園長又は代理は、職員一人ひとりの危機管理意識を徹底させる為の会議や研修を計る。
- ② 見知らぬ来園者を確認した時の対応を各職員に周知徹底させる。
- ③ 業者等の来園者には保育園が用意したネームタグを付けて作業に当たることとする。
- ④ 職員への非常通報システム・火災報知設備（非常ベル）・放送設備の取り扱いと場所の周知徹底を計る。
- ⑤ 保育士は園児に対して計画的な安全指導を行う。
- ⑥ 園長又は代理は、警察や行政機関等公的な機関からの情報に対しては全職員に速やかに周知し、園児の保育室への移動や施錠の確認等適切な対応を行う。

② 関係機関・保護者

- ① 必要に応じて、警察（最寄の交番）に警備の強化を依頼する。
- ② 園長又は代理は、地元の消防団や防災会との連携も計れるように連絡をしておく。
- ③ 保護者へは日頃から『送り迎えは原則、保護者が行う。』など、保護者にも危機管理意識を持ってもらうよう働きかけ、安全管理を図るうえで必要なことは、時期を失せず状況の説明のうえ協力を依頼する。
- ④ 近隣で事件等が発生した場合は保護者会等で状況・事情を説明するか又は、文書の配布、掲示、コドモン（ICT）で知らせる。

(3) 園児及び職員等に危害が及ぶ事態となった場合の対応

①園児の安全確保

- ①園児の安全を最優先に考え職員が複数いる場合は、片方がさすまた、または手近な備品で相手に対峙し、もう片方が園児の待避行動を指導して待避する。
- ②非常通報システム等を使用し、警察に通報する。
- ③相手が凶暴な場合や凶器を持っている場合は、速やかに待避する。
- ④園児の安全を確保したうえで、保護者に緊急連絡する。

8 食中毒発生時における対応と予防

食中毒に関しては、別に定める給食衛生管理マニュアルによる。

9 光化学スモッグ等大気汚染発生時における対応と予防

光化学スモッグとは、自動車や工場・ビルなどから排出された、窒素酸化物・炭化水素等の大気中の汚染物質が、太陽の紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こしオゾン、パーオキシアシナイトレート、二酸化炭素などの酸化性物質や、アルデヒド等のいわゆる二次汚染物質が高濃度になって発生する現象である。酸化性物質をオキシダントと総称し、また、光化学反応によって生成されたオキシダントのうち、二酸化窒素を除いたものが光化学オキシダントといわれている。この光化学オキシダントが、光化学スモッグの汚染程度を示す指標とされている。

(1) 光化学スモッグ

①光化学スモッグが発生しやすい気象条件

- ① 紫外線がある程度以上に強い薄曇りから晴れの日で、気温が20℃以上の日
- ② 風が弱い（風速4m以下）日
- ③ もやがかかったように視界がかすむ状態のとき

②光化学スモッグによる人体への影響

- ① 目やのどが刺激され、チカチカしたり痛くなったりする軽い症状から、めまい・吐き気・頭痛・脱力感・しびれなど全身症状まで含んだ急性症状がある。
- ② 目やのどの痛みなどの粘膜刺激症状や咳、息苦しい呼吸器症状など人の健康に直接影響がある。

(2) 光化学スモッグ注意報等の発令

①発生要件

- ① 都内各所に設置した測定局でのオキシダント濃度が基準以上になった時、東京都環境保全局大気監視課に自動的に記録され、気象条件からみてその状態が継続されると認められるときに発令される。

②発令の種類

- ① 光化学スモッグ予報
- ② 光化学スモッグ注意報（オキシダント濃度0.12ppm）
- ③ 光化学スモッグ警報（オキシダント濃度0.24ppm）
- ④ 光化学スモッグ重大緊急報（オキシダント濃度0.40ppm）
- ⑤ 光化学スモッグ学校情報（オキシダント濃度0.10ppm）

③保育園への連絡体制

- ① 行政からの電話連絡
- ② 世田谷私立保育園連絡網による連絡
- ③ 環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」をインターネットにて利用し、情報収集を計る。

④光化学スモッグ注意報等発令時の対応

- ① 発令内容に合った垂れ幕を掲出する。
- ② 園児・職員は、原則として屋内に入る。
- ③ 屋外運動は差し控える。
- ④ 不要不急の自動車使用をなるべく控える。

⑤光化学スモッグによる被害発生時の対応

- ① 目がチカチカしたり、のどが痛くなるなどしたら、園児・職員は速やかに屋内に入る。
- ② すぐに洗眼やうがいをする。
- ③ ぜんそくや呼吸器系の病気にかかったことのある子どもには、十分に注意する。
- ④ 洗眼やうがいをして様子が変わらないときや、息苦しさや胸の苦しみを訴えたときには、涼しい通風のある場所で安静にして、医師の診断を受ける。（園医または医師会救護班の医師）
- ⑤ 重傷者の場合は、『119』救急通報し救急車を呼ぶ。
- ⑥ 光化学スモッグにより上記④⑤の被害が発生した場合は、被害状況（人数・氏名・症状及び対応状況等）を、速やかに世田谷区へ連絡する。

⑥光化学スモッグ注意報等の解除

- ① 午後5時までに解除された場合は、発令時と同様の連絡となるので垂れ幕を取り込むこととする。
- ② 午後5時以降に解除された場合は、防災無線や電話での連絡はないので、日没後または職員が保育園を退出するときに垂れ幕を取り込むこととする。また、インターネットを利用した『環境省大気汚染物質広域監視システム』でも状況を確認することができる。